

○静岡県警察情報セキュリティに関する訓令

(平成 18 年 12 月 21 日静岡県警察本部訓令第 37 号)

(目的)

第 1 条 この訓令は、県警察情報システム及び管理対象情報に関して体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 県警察情報システム 県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であって、その内容が県警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 県警察情報システムから出力された情報
 - ウ 県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって、職員が職務上取り扱うもの
 - エ 県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報（情報セキュリティ管理者）

第 3 条 県警察に情報セキュリティ管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を総括するとともに、情報セキュリティに係る指導に関する事務を行う。

(静岡県警察情報セキュリティ委員会)

第 4 条 県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他県警察における情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、県警察に静岡県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。
- 3 委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(管理対象情報の分類及び対策の基準)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

2 管理対象情報の分類及び対策の基準については、委員会の審議を経て情報セキュリティ管理者が定めるものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第7条 県警察に情報セキュリティ監査責任者を置き、県本部情報技術企画課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を総括するものとする。

3 監査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(細目的事項の委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、情報セキュリティ管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、制定の日から施行する。

(静岡県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令の廃止)

2 静岡県警察情報セキュリティポリシーに関する訓令（平成13年静岡県警察本部訓令第33号）は、廃止する。

附 則(平成29年12月21日県本部訓令第26号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和3年8月18日県本部訓令第16号)

この訓令は、令和3年8月18日から施行する。

附 則(令和5年3月15日県本部訓令第13号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和7年3月27日県本部訓令第12号)

この訓令は、令和7年3月28日から施行する。